

軽井沢町自然保護審議会 会議録

1. 開催日時 令和7年3月24日（月）
10:00～11:30
2. 開催場所 軽井沢町中央公民館 大講堂
3. 出席者
会長
委員：A委員、B委員、C委員、D委員、E委員、F委員、
G委員、H委員、I委員、J委員、K委員、L委員、
M委員、N委員、O委員
議題（1）関連の説明のための出席者：
受託業者社員A、受託業者社員B
理事者：町長、副町長
事務局：事務局A、事務局B、事務局C
4. 議題
（1） 軽井沢町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について
（2） 軽井沢町版レッドデータブック策定について
（3） 軽井沢町の自然保護対策要綱等の改正について
（4） その他
5. 傍聴人数 13名
6. 議事内容 以下のとおり

1. 開 会

【事務局A】（●●●●●●●●）

お忙しいところご出席いただきありがとうございます。【事務局A】（●●●●●●●●）でございます。会議冒頭の進行を務めさせていただきますが、よろしく願いいたします。

定刻となりましたので、只今から、軽井沢町自然保護審議会を開催いたします。

本日は委員20名のうち、出席者16名でございますので、軽井沢町自然保護審議会条例第6条第2項の規定による定数に達しておりますので、会議が成立いたしました。

続きまして、事務局より傍聴者及び取材希望者をご報告いたします。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

【事務局B】（●●●●●●●●●●）でございます。よろしく願いいたします。

傍聴希望者及び取材希望者の取扱いにつきましては、「軽井沢町審議会等の委員の選任及び会議の公開に関する指針」の第5条、『会議の公開』の規定に基づき、公開とさせていただきますのでご了承願います。

それでは、はじめに、本日の傍聴は13名でございます。

続きまして報道関係者は、【報道機関A】（●●●●●●）と【報道機関B】（●●●●●●）となります。

傍聴者の方をお願いいたします。会議の傍聴にあたりましては、委員各位の理解に基づき公開で行うこととしている趣旨を尊重し、整然と傍聴いただき、委員各位の自由闊達な議論と議事進行にご協力をお願いいたします。携帯電話はマナーモードにするなど音の出ない設定にさせていただくとともに、会議中はお静かに願います。

また、この審議会での発言の内容や個別の情報などについて、個人情報が含まれるものや継続審議となるものもございますので、その取り扱いには十分ご留意願います。

もう一点、会議資料につきましては、個人の利用の範囲内で持ち帰りを可とさせていただきます。ただし、資料は、整理を行ったもので公開できるものにつきましては、後日ホームページにて公開をいたしますので、決して資料のSNS等への掲載等を行わないようにしてください。

【事務局A】（●●●●●●）

それでは、続きまして、【町長】（土屋 三千夫 町長）より、あいさつを申し上げます。

2. 町長あいさつ

【町長】（土屋 三千夫 町長）

皆さん、おはようございます。【町長】（土屋 三千夫 町長）でございます。

本日は、年度末のお忙しい中、軽井沢町自然保護審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、3月18日までの議会定例会で議決をいただき、「軽井沢の自然環境と景観を守るための宣言」を行いました。

軽井沢の魅力である四季折々に変化する豊かな自然環境と独自の景観は後世に引き継ぐものであり、今を生きる私たちはこの責任を負っております。

これからも、軽井沢の自然環境と景観を維持していくという強い姿勢で、50年以上その理念が大切に受け継がれてきました「軽井沢

町の自然保護対策要綱」を軸に、都市計画法、建築基準法及び景観法に基づくバランスの取れた町独自の土地利用規制を行い、持続可能なまちづくりを目指すことを宣言いたしました。

本日の審議会では、この宣言の実現に向けた第一段階としまして、皆様にご検討をいただけてきました『自然保護対策要綱等の見直し』を、次のステップであるパブリックコメントや住民説明会のステップに移していくべく、ご審議をいただく予定です。

また、この他に、環境基本計画見直し検討部会の皆様が中心となりましてご検討をいただけてきました『地球温暖化対策実行計画区域施策編』の最終案がまとまりました。

こちらにつきましても最終の答申をいただきたく議題とさせていただきます。

委員各位におかれましては、慎重なご審議を賜りますとともに、有意義な会となりますことを祈念申し上げ、あいさつとさせていただきます。

本日はよろしく願いいたします。

3. 会長あいさつ

【事務局 A】 (●●●●●●)

続きまして、【会長】 (●●●●●●●●●●) より、ごあいさつをお願いいたします。

【会長】 (●●●●●●●●)

本日は、お忙しい中、軽井沢町自然保護審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

今、町長のご挨拶にもございましたが、『軽井沢の自然環境と景観を守るための宣言』を町長がされたことは、軽井沢町の自然環境の保全に関し必要な事項を調査審議する当審議会の任務の点においても大変心強い宣言でございます。

平成13年（2001年）に、当時の【長野県知事】 (●●●●●●●●) と当時の【軽井沢町長】 (●●●●●●●●) のもとで、『マンション軽井沢メソッド宣言』が出されました。これにより、マンションは2階建てまで、戸数制限など、軽井沢のマンションが景観とか環境に配慮されることになりました。

ただ、近年の色々な問題が出てきている中で、18日に町長が宣言されたことは、今後の軽井沢の景観を後世に引き継いでいくためにおいても、大変重要なことではないかと思っております。

本日も、軽井沢の自然環境と景観を後世に引き継ぐために、地球

温暖化対策に関する軽井沢町の計画や、レッドデータブックの策定について、それから、自然保護対策要綱等の改正についてなど、盛りだくさんの内容でございます。

事務局から既に皆様には資料をお送りしていると思いますが、概ね2時間という時間の中で有意義な議論を交わして効率的な審議となりますようご協力いただきたくお願い申し上げます。

以上、挨拶とさせていただきます。

【事務局A】（●●●●●●●●）

それでは、自然保護審議会条例第6条第1項により、会長が議長となりますので、【会長】（●●●●●●●●●●●●●●）に議事進行をお願いいたします。

4. 議 題

(1) 軽井沢町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について
【会長】（●●●●●●●●●●●●●●）

それでは、議題（1）になりますが、軽井沢町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について、事務局よりお願いします。

【事務局A】（●●●●●●●●）

この計画につきまして、ここで、【町長】（土屋 三千夫 町長）から【会長】（●●●●●●●●●●●●●●）へ諮問させていただきたいと思っております。

前の方でよろしくお願ひしたいと思ひます。

→ 《町長が会長席横へ移動のうえ、諮問書を朗読。》

【町長】（土屋 三千夫 町長）

諮問書。

軽井沢町自然保護審議会会長（●●●●●●●●●●●●●●）様。

軽井沢町長（土屋 三千夫 町長）。

軽井沢町環境基本条例第10条第3項の規定に基づき、下記のとおり貴審議会に諮問いたします。

記。

1. 諮問事項。

軽井沢町環境基本計画別冊 軽井沢町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について

2. 諮問理由

軽井沢町環境基本条例第10条の規定により策定しました『軽井沢

町環境基本計画』の基本目標4「ゼロカーボンシティの実現〔脱炭素社会〕」につきまして、町のみならず、事業者、町民、別荘所有者を含む軽井沢町全体で、各主体が一丸となって二酸化炭素排出量実質ゼロに向けた取組みを進めるための指針となるよう「軽井沢町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定します。

つきましては、『軽井沢町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）』（案）をまとめましたので、貴審議会の意見を賜りたく諮問いたします。

3. 答申を希望する期日。

令和7年3月24日。

以上です。

【事務局A】（●●●●●●●●）

ありがとうございました。

それでは引き続き担当より説明させていただきます。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

議題（1）について説明いたします。

資料の右上に『議題第1号』と記してございますが、こちらをご覧ください。

先程の町長からの諮問のとおり、軽井沢町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について、別紙資料1-①軽井沢町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）のとおりとしたいというものでございます。

まず、初めに参考資料1-①をご覧ください。

昨年10月24日に開催しました自然保護審議会でお諮りした内容で、11月15日から12月16日までの期間で実施したパブリックコメントでの意見と町側の回答をまとめたものとなります。資料を事前にお配りしておりますので詳細な説明は省略させていただきますが、このパブリックコメントでの意見と、1月22日に開催しました環境基本計画見直し検討部会での意見を踏まえ、本計画の様々な手直しを行い、最終的に本日お示ししましたとおり（案）としてまとめました。その手直しを行った部分を中心に説明させていただきます。

それでは参考資料1-①をご覧ください。

まず計画書の冒頭にイントロダクションということで、本計画を簡単にまとめたものを追加しました。このイントロダクションを見れば、概ねこの計画書に何が書かれているのかわかるようになっております。

1 ページは、2030年度の中期目標と2050年度の長期目標に、それぞれのくらい二酸化炭素の排出量を削減するのか、また、再生可能エネルギーをどの程度導入するのかを明記しています。

2 ページをご覧ください。コラムとして、我々は日常生活においてどのくらいCO₂を排出しているのか、我々が削減しなければいけないCO₂はどのくらいなのか。数値は理解できますが、その値がどれほどのものなのか実感できない問題を解決するために、生活に身近なものを用いながらわかりやすく表現しました。

次の3 ページも同様に、電気の使用量について、カーボンニュートラルを達成するために、どのくらいの再生可能エネルギーが必要なのかをわかりやすく表現しました。

次の4 ページから6 ページについては、「具体的な取組み」と「主な内容」をまとめました。

以上が新たに追加したイントロダクションとなります。

7 ページ以降については、前回の審議会でお示ししたものになりますので、手直しを行った部分のうち、重要項目のみを説明させていただきます。なお、手直しを行った箇所は黄色マーカーで表示しています。

30ページをご覧ください。下の表ですが、「基準年度及び現況年度の排出量等の状況」を示したものになります。黄色マーカーで示しているように、この表に「吸収量」を追加しました。この吸収量は、森林による二酸化炭素の吸収量という意味でございます。修正前は、吸収量を加味せずに、基準年度と現況年度の排出量を算出していました。吸収量を加味した方がより適切だろうということで、追加をしました。

33ページをご覧ください。真ん中の表ですが、温室効果ガスの削減対策を講じない場合の将来推計を表したものですが、こちらにも吸収量を追加しました。

34ページ・35ページをご覧ください。具体的にどういった対策に取り組んで、また、それがどの程度二酸化炭素を削減するのかを表した表を追加しました。

次の36ページと37ページをご覧ください。こちらについても同様に、「要素② 再生可能エネルギーの導入による削減量」と「要素③ 吸収源対策による削減量」について、具体的な数値を表形式で追加しました。

次の38ページをご覧ください。下の表ですが、温室効果ガス排出量の将来推計を表したものになります。黄色マーカーの部分をご覧ください。

ください。従前は、「対策実施削減量」という名で削減量を一つにまとめて示していましたが、ご覧のように「追加的施策」による削減量と「省エネ導入」による削減量、そして「吸収量」を加味したことによる削減量の3つの内訳を表示することとしました。

39ページのグラフについても、削減する温室効果ガス排出量の内訳を示す修正を行っております。

次の40ページをご覧ください。中期目標と長期目標のCO₂の削減数値を修正しました。理由は2点あります。1点目は、先程申し上げたように、基準年度において吸収量を加味したこと、2点目について、38ページにお戻りください。先程もご覧いただいた下の表ですが、赤字の部分が町の対策によって削減されるCO₂排出量ですが、従前はこの削減数値（赤字の合計数値）をそのまま削減目標値としていましたが、上の行にあります「産業部門」「業務その他部門」「家庭部門」「運輸部門」「廃棄物分野」における排出量の増減も加味した削減目標にする方が適切だろうということで、一番下の行の合計数値による差をそれぞれ削減目標数値とすることにしました。

次の41ページをご覧ください。2段目に黄色マーカーで再生可能エネルギーの導入目標の設定に当たり、町の考え方を追加しました。内容としては、「景観への影響や、廃棄処理に関する課題、今後の技術革新を踏まえ、最小限の太陽光（建物系）のみとした」としております。また、その下に、再生可能エネルギー導入の中期目標を追加し、更にその下の長期目標の数値については、先程申し上げた基準年度において吸収量を加味したことや、数値の精査を行っていく中で若干の修正を行いました。また、その下に再生可能エネルギー導入目標の内訳表を追加しました。

43ページをご覧ください。真ん中の表の「公共施設の省エネ推進」の中に、黄色マーカーで示したZEBに関する記載がありますが、これは、政府の地球温暖化実行計画に文言を合わせるために、修正したものとなります。

48ページをご覧ください。具体的な取組みについての指標を記載した表となりますが、以前は、目標値しか記載していませんでしたが、基準値を追加し、比較しやすいようにしました。

51ページをご覧ください。以前はなかった取組みのメリットを追加しました。このメリット全体が新たに追加したものになります。

55ページをご覧ください。先程と同様に、真ん中の表に基準値を追加しました。

56ページをご覧ください。「事業者」と「町民・別荘所有者」、それぞれの具体的な取組みの中に太陽光発電設備の導入に関する記載が一番上にありますが、黄色マーカーのとおり「景観に配慮し、設置可能な場合は」を追加しました。これは、設置が義務のように捉えられてしまう可能性があったため、柔らかい表現を追加したものでございます。

57ページをご覧ください。こちらにも以前はなかった取組みのメリットを追加しました。

58ページをご覧ください。見え消し部分を黄色マーカーにしていますが、耕作放棄地の有効活用については、農地法などの問題があり、安易に有効活用するなど記載しない方が良いのではないかという判断から、その文言を削除することとしました。

62ページをご覧ください。こちらの表にも基準値を追加しました。

64ページをご覧ください。見え消し部分ですが、熱中症対策のためにエアコンを導入するのは軽井沢のイメージにそぐわないとのご意見から「エアコンの導入」の文言を削除しました。また、2行下になりますが、冬季などの不在期間中の凍結防止のためにボイラーを付けっ放しにするのもいかなものかのご意見から、給湯器の電源オフと水抜きを取組みを追加しました。

65ページをご覧ください。こちらにも以前はなかった取組みのメリットを追加しました。

66ページをご覧ください。町と連携・協働する主体として右のピンクの枠の中に、「各区」と「軽井沢環境ネットワーク」を追加しました。

68ページからは、パブリックコメントに供した計画（案）にはございませんでした資料編を追加しました。

68ページから71ページには軽井沢町環境基本条例を、72ページは本計画の策定に関わる組織の名簿としまして、自然保護審議会と検討部会の名簿を、73ページは本計画の策定経過を記載しております。

74ページには本日諮問させていただいた諮問書を、75ページには今後、答申をいただく予定の答申書を記載する予定でおります。

76ページから77ページ上段には、30ページから第4章として記載の二酸化炭素排出量の算定方法を記載しております。

77ページ下段から81ページには、気候変動の将来予測及び影響評価を記載しております。

82ページから88ページには用語集として用語の説明を記載しております。

値の算出をしているというところでございます。

以上でございます。

【A委員】（●●●●●●●●●●）

今までの現状では、町有林は入ってなかったってことですか。

入ってなかったのに、町有林も含めたということでしょうか。

【事務局C】（●●●●●●●●●●）

現況の年度の数値に関しては入っていませんでしたが、将来推計のところ、その数値、町有林関係の数値を加味したというところでございます。

【A委員】（●●●●●●●●●●）

分かりました。そうすると、計算上の数値は変わるけれど、実質的なところはあまり変わらないということですかね。

大体、現状維持をしていくということを目標にしていくということと分かりました。ありがとうございます。

【事務局C】（●●●●●●●●●●）

その通りでございます。

【B委員】（●●●●●●●●●●）

すいません、今のご説明ですと、やはり現況のところにも町有林の数値を入れるというのは適切ではないかと思うのですが。

【事務局C】（●●●●●●●●●●）

これまで、そこまで町としてしっかりとこういった経営森林について管理というものをしていないという現状がありましたので、この排出量の将来推計では、これから、しっかり町として、町有林も管理をしていくということで、将来推計には、その町有林の数値を含めさせていただいたというところでございます。

【B委員】（●●●●●●●●●●）

そうでしたら、そういう経緯であるというのは、やはりちょっとコメントか何かで入れておいた方が皆さん誤解されると思うので、それをお願いしたいと思います。

【事務局C】（●●●●●●●●●●）

そのように、文言、注釈を入れさせていただきたいと思います。

【会長】（●●●●●●●●●●）

他にご質問とかご意見ございますか。

【C委員】（●●●●●●●●●●）

今話題になっていたところの1つ下に「緑化面積」というのが出ていますけれど、これは具体的にどういうイメージのことなのか教えていただきたいのですけれど。

【事務局C】（●●●●●●●●●●）

こちらは、38ページの上の表にあります「緑化面積」でございますが、公園や街路樹、そういったものを積み上げていった数値になっております。

以上でございます。

【C委員】（●●●●●●●●●●）

街路樹はその1つ下の段ですよ。ということは公園ということですか。

【事務局C】（●●●●●●●●●●）

失礼いたしました。公園でお願いいたします。

【C委員】（●●●●●●●●●●）

公園で3,873ヘクタール確保できるのか、ちょっと不思議だなと思ったのですけれど。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

すみません、今のその箇所、確認をさせていただきますので、本日の会議中の間に確認が取れ次第お答えさせていただきたいと思っております。

【会長】（●●●●●●●●●●）

他にご質問とかご意見ございますか。

【C委員】（●●●●●●●●●●）

56ページの真ん中の「町民・別荘所有者の具体的な取組み」の1行目に、「景観に配慮し、設置可能な場合は家屋等の屋根へ導入する」と書いてあるのですけれど、最近新しい技術でペロブスカイト発電というのがあるので、これは屋根でなくてもつけられるはずなので、割りともう実用化の段階に入っていると聞いておりますので、「屋根」と言わないで、「屋根等」と変更しておいた方が良いのではないかなと思うのですけれど。

【事務局C】（●●●●●●●●●●）

いただきましたご意見のように、「屋根」に限定せずに、「屋根等」ということで修正をさせていただきたいと思っております。

【会長】（●●●●●●●●●●）

他にご質問とかご意見ございますか。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

事務局側から1点お願いいたします。先程ご意見等をいただきました37ページにお戻りいただきたいと思います。

本日お配りしました資料の37ページにも修正を加えさせていただいたというところで、一番下の表、国有林と民有林の合計面積の

部分が、先にお配りしました37ページですと6,326ヘクタールということで、足し算が違っておりました、本日配付させていただいた資料の37ページにありますように、6,362ヘクタールということで修正をさせていただいております。

ただし、こちらですが、国有林と民有林にお示ししております面積4,537ヘクタールと1,826ヘクタールを足しますと、1のくらいで足し算が合わないのですが、こちらは、本計画書の冒頭の方に示しておりますように、足し算と端数処理の関係で1ヘクタールずれているということで、資料中そういったところが他にもございまして、資料の冒頭に説明書きは加えさせていただいておりますことをご了承いただければと思います。

事務局から以上となります。

【会長】（●●●●●●●●●●）

それでは挙手による表決をさせていただきたいと思います。

原案にも若干の修正等があると思うのですが、本件の承認について賛成する方は挙手をお願いしたいと思います。

→ 賛成委員挙手（賛成14名）。

【会長】（●●●●●●●●●●）

ありがとうございます。

反対する方は挙手をお願いしたいと思います。

→ 反対委員挙手（反対1名）。

【会長】（●●●●●●●●●●）

賛成多数ということで本件は承認させていただきます。

本日受けました諮問に対する答申書の案文につきましては、会長である私と事務局に一任いただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

一任いただける方は挙手いただけますか。

→ 賛成委員挙手（賛成14名）。

【会長】（●●●●●●●●●●）

ありがとうございます。

反対する方は挙手をお願いしたいと思います。

→ 反対委員挙手（反対1名）。

【会長】（●●●●●●●●●●）

賛成多数ということでご了承いただきましたので、そのように扱わせていただきます。

答申の内容につきましては、後日、事務局を通じて皆様に報告をするということで、よろしく願いいたします。

この軽井沢町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定に当たりましては、【D委員】（●●●●●●●●）を部会長としまして、【P委員】（●●●●●●●●●●）、【E委員】（●●●●●●●●●●）、【B委員】（●●●●●●●●●●）、【F委員】（●●●●●●●●●●）に環境基本計画見直し検討部会で審議をいただきました。

皆様、お忙しい中ご協力をいただきありがとうございました。この場をお借りしましてお礼を申し上げます。

議題（1）はここまでということで、受託事業者の皆様もありがとうございました。

それでは次の議題に移らせていただきます。

（2） 軽井沢町版レッドデータブック策定について

【会長】（●●●●●●●●●●）

それでは、議題（2）になります。軽井沢町版レッドデータブック策定について、事務局よりお願いします。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

議題（2）軽井沢町版レッドデータブック策定について説明いたします。

まず初めに、レッドデータブック策定検討部会の協議内容の報告をさせていただきます。

今後、公募型プロポーザルにより受託事業者を選定していくための仕様書の内容と、プロポーザル審査委員の候補者を協議いただく内容でございましたので、非公開として開催いたしました。そのような関係もございまして、本日は皆様にお示しできる資料はございません。

去る1月29日に検討部会の第2回目を開催いたしました。

【レッドデータブック策定検討部会長】（●●●●●●●●●●）を始め、委員8名のうち7名のご出席をいただき、また、【会長】（●●●●●●●●●●）にもオブザーバーとして参加をいただきました。

協議事項としましては、1点目としまして「レッドデータブック策定業務委託における仕様書について」、2点目としまして「レッドデータブック策定業務委託公募型プロポーザルについて」の協議をいただきました。

本日はお示しできる資料がございませんが、公募型プロポーザルが終了し受託事業者が決定した段階になりましたら、受託事業者の報告及び委託仕様書等の資料を本審議会におきましても報告させていただきます。と考えております。

私がずっと前にお聞きした時は、「まだ決まってない」というようなことを聞いたのですが、その後フォローしてないので、教えていただけたらと思います。

ホームページで見られるようになっているのですか。

【事務局A】（●●●●●●●●）

はっきりした数字が分からないのですが、「緑の基本計画」自体、多分、平成12年だったと思います。

12年に策定して、多分、策定したままの状態、ホームページには公開されていないかと思えます。

この関係ですが、現在、地域整備課の関係になるので、今後どうなっていくのは詳しくは分かりませんが、あの当時は、都市公園全体を見直すために、ある意味、都市計画マスタープランの個別のものがこの「緑の基本計画」になっているのですが、緑の基本計画の中には、都市公園や緑の基本軸、そういったものの計画が定められておまして、だいぶ年数が経っておりますので、地域整備課で見直すなり、そういった動きが将来的にはあるのかと思っております。

以上です。

【会長】（●●●●●●●●●●）

よろしいですか。

他に何かご意見とかございますか。

→ 一同、意見ない旨のリアクションあり。

【会長】（●●●●●●●●●●）

それでは、議題（3）に入っていきたいと思えます。

（3） 軽井沢町の自然保護対策要綱等の改正について

【会長】（●●●●●●●●●●）

それでは、議題（3）になりますが、軽井沢町の自然保護対策要綱等の改正について、事務局よりお願いします。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

議題（3）軽井沢町の自然保護対策要綱等の改正について説明いたします。

まず初めに、自然保護対策要綱等改正検討部会の協議内容の報告をさせていただきます。

参考資料3-①をご覧ください。

資料の1ページから7ページは第1回目の検討部会におきまして、事務局がお示しした基本事項になります。7ページのスケジュ

ールは最新版にアップデートした内容となりますが、詳細につきましては後程説明させていただきます。

8 ページをお開きください。

このページ以降は、第 2 回目の検討部会におきまして、自然保護対策要綱等の改正の概要として事務局がまとめました資料に、その検討部会内で出されたご意見と、その後の部会委員の皆様への意見照会を経て、更に修正を加えた資料となります。

この資料を元に、第 3 回目の検討部会では、改正の概要に基づき改正すべきか否か、項目ごとに表決を取らせていただき、町職員を除いた出席部会委員の 3 分の 2 以上の賛同が得られたものについては、本日の審議会を経て、次のステップであるパブリックコメントと住民説明会へ進めることとして協議をいただきました。

続きまして **参考資料 3 - ②**をお開きください。

改正の概要としましては 23 項目をお示ししました。その内、1 ページから 4 ページの 4 つの項目につきましては、3 分 2 以上の賛同が得られませんでしたので、町側で検討・協議の上、引き続き検討部会で協議を継続していただくこととなりました。

出されましたご意見等を報告させていただきます。

まず 1 ページ、「宿泊施設における駐車場基準の緩和」になります。

出されました意見としましては、「駐車台数を客室数の 2 分の 1 にすることによって、容積率、建ぺい率いっばいに建物を建設することになり、建物以外の部分が少なくなる。その場合に、後退距離中の緑化部分をよりしっかりとやる、外から見えないようにする等、緑化率のガイダンスが必要なのではないか。」、「住居地区、商業地区それぞれの違いがあり、建ぺい率 80%・容積率 200% で 3 階建てになると、部屋数分だけの駐車場を確保すると地下まで造らないといけないなど、全ての用途地域に適用するのか、ゾーニングの理論と丁寧な設定の仕方が大事で、一律に 2 分の 1 にしていいのかという懸念がある。」、「性善説ばかりではなく開発業者は限界まで建てると思うので、全部認めるのは反対。ゾーニングをする等、条件をはっきりさせた上で、規制を設けることが良い。」といった意見が出されました。

事務局からは、「駐車場部分でさらに大きな開発をすることはどうなのか。」、「駐車場のために伐採するのではなく、地球温暖化を考えると、極力、公共交通機関を使ってもらいたいとの考えでの提案。」、「一方で、限界まで建てられるという懸念。」、「後退

部分をしっかり確保する緑化率等の検討は確かに必要である。」旨を回答しました。

続きまして2ページ、「敷地内における樹木の世代更新」になります。

出されました意見としましては、「改正の趣旨に対しては賛同するが、どれが老木なのかを判断するのは、特に素人では難しいということがある。樹木を伐採することに対する住民の関心は高く、樹木医による診断事業、植栽への補助事業、植栽ガイドラインの策定等と合わせて環境を整備していかないと、本来の趣旨とはかけ離れてしまう懸念がある。」、「樹高が10m以下ならば、3m、5m、7mでも後々大きくなる木もあるが、そういう木を残していくという考え方が記されていないのではないか。」、「伐採した場所に新しく植栽すればと良いという考え方なら、本来の自然がなくなってしまう。」、「例示した樹木としてモミジ、ミズナラ、コナラとあるが、ミズナラも軽井沢周辺がギリギリの生息地域。モミジの中には国内外来種がある。そういうところをきっちり話し合ってから進めないといけない。」との意見が出されました。

事務局からは、「予算の関係もあるが、令和7年度より樹木医診断による診断をできるよう進めている。不要な樹木の伐採を防止するという観点と、危険を伴っている老木等については早期に伐採する必要があるが、樹木医の有資格者が少なく町職員としての常駐が難しいため、相談会的に実施を予定。」、「老木・危険木との診断を受け、その後に伐採して終わりではいけないため、軽井沢の植生にあった推奨の樹木を植えることを条件に植栽補助と伐採補助を行いたい。」、「植栽ガイドラインは、レッドデータブックの策定を進めている中で調査結果等が概ねまとまってきたところで、軽井沢町内に植栽すべき樹木はどのようなものが良いか、山野草はどのようなものが良いのかをまとめた植栽ガイドラインの策定を進めたい。」、「『敷地内に存する樹木はできる限り残存させる』ということが大前提。その上で、樹高が10mを超える健全な樹木を原則として保存することに加え、老木化により樹勢衰退した樹木や倒木・落枝の危険性がある樹木は除去し、軽井沢の植生にあった樹木を植栽しましょうという内容である。」旨を回答しました。

続きまして3ページ、「合併処理浄化槽の処理水の処理方法」になります。

出されました意見としましては、「本質的な対応策は、合併処理浄化槽の水質確保で、法定検査の強化が必要であると思うが、改正

案にはそういった点を盛り込むべきではないか。」「今の合併処理浄化槽の技術であれば、敷地内に浸透させているよりも、しっかり処理をした上で隣接している河川に放流する方が環境面で良いとの理解で良いか。」との意見・質問が出されました。

町担当部署からの回答として、「浄化槽法中、放流水は、まず公共用水域に放流することが明記されている。長野県基準も公共水域への放流が先にあるので、合わせるということを主旨としている。」旨を回答し、県担当者からの補足説明として、「処理をすれば、地下浸透・放流ともに環境への影響が小さいことが合併処理浄化槽の機能。」「歴史的には、今までは垂れ流しで勝手に放流していて河川が汚れていた。これを何とかしなくてはいけないということで、公共下水道や流域下水道が整備されないところは浄化槽で整備するというのが歴史的な流れ。」「現在は合併処理浄化槽によって処理できるので、長野県は河川放流か公共水域への放流を原則としている。万が一汚染された時は、敷地内で地下に浸透させていた場合、地下水への環境悪化を回復させるには相当な年数が掛かり、そこで汚染されたものをどう回収していくのかが難しい。地下水は、そのまま飲料水に使う目的にもなる。放流した場合は、例えば飲料水として利用する際には消毒をするのでリスクが低く、匂い、見た目でも処理されていないことが分かるので、被害を回復するにも良いとの考えから、県の処理の順番となっている。」旨の説明がありました。

続きまして4ページ、「夏期工事（騒音・振動）自粛期間の適切な運用」になります。

出されました意見としましては、「軽井沢も夏場だけではなくオールシーズンの観光地や別荘地となってきた時に、夏場だけ来る方たちのために何かをストップすることは本当に必要なのか。一方で、別荘は合併浄化槽の検査を受けていないというようなことがあるので、夏場だけ来る方達のために、ある制限をかけることが本当に必要なのか。自粛期間自体なくしても良いのではないか。」「別荘客が定住化してきているため全く必要はない。そこで生活している建設業者が1ヶ月に渡って休業するということは、あまりにも過酷なことで必要な騒音でもある。」「国の「働き方改革」で土日は仕事ができないという中、年間100日以上休み、尚且つ、軽井沢の規制で期間が7月25日から8月31日までの約30日以上休むとなると、1年の3分の1は休むことになる。そのことによって軽井沢の工事業者は段々弱っていくと思うので反対。」「自粛期間

があるばかりに非常に極端な現象になっている。自粛期間前の7月25日が迫ってくると夜中でも工事をやり、自粛期間が明けたら、待っていたかのようにまた始まる。期間だけを厳しくするのではなく、通年で静かな環境を全体としてつくっていくべき。工事業者から悲鳴に近いような声も聞こえ、みんなで協力して、そういう環境をつくっていく方が、公益性が高いのではないか。」「規制が始まったのは別荘族のためだったかもしれないが、夏の混雑を考えると、工事車両が軽井沢町の中に入ってくるような状況ではない。その考え方を変えた方が良い。最近では5月や11月の連休は、夏以上の混雑が起きるので、別荘族のための規制という意味ではなく、観光地軽井沢として、どのように規制していくのかという考え方に立った方が良い。」との意見が出されました。

町担当部署からの回答として、「工事自粛期間の現状は、7月25日になった途端、苦情の電話が入ってくる。7月25日以降の1週間くらいは、工事をやっていなくても、「音がしているのはダメ。中止させろ。」という厳しい意見があり、環境課職員が毎日のように自粛の指導に行っている。あくまでも自粛であるので、「中止してください」とは町としては言えない。事業者の状況、勤労権などの問題もある。しかし、周囲の方からは、「何としても役場として中止させろ」と厳しい意見をいただき、そういった状況の中でやっている。」旨を回答しました。

また、5ページの「大規模開発行為等における各区画の最低敷地面積」につきましては、検討部会におきまして3分の2以上の賛同をいただきましたが、「2,000㎡以上、500㎡以上というような形になってしまうと、土地を購入できる人がかなり限られてしまい、若い世代や軽井沢で生まれ育った人達などが居住・移住していけるのか。制限が大きくなればなるほど新陳代謝ができず、むしろ町の活気がなくなっていくのではないか。」といったご意見が出されたこともあり、町としても再検討の必要があるとの判断の元、今回のパブリックコメントは取り止め、検討部会で協議を継続させていただきたいというものでございます。

続きまして、今後の予定について説明いたします。

参考資料3-①の7ページ、改正（見直し）スケジュールと、**参考資料3-⑥**のパブリックコメント実施要領、こちら両方になりますが、比較しながら見ていただければと思います。

只今説明申し上げました5項目以外の18項目は、3分の2以上の賛同をいただきましたのでパブリックコメントに進め、住民・事業

った1点、5点の議論は、かなりご記憶にもあるかと思います。

事務局より説明のありました内容について、何か質問・ご意見等はございますか。

【G委員】（●●●●●●●●）

【参考資料3-②】の1番最後のところ、「大規模開発行為等における各区画の最低敷地面積」というところで、こちら、一旦は検討事項に入り、採決も取ったのですが、最後の部会の後に検討報告からは外すと言いますか、パブコメまではしないという説明がありました。

最後の部会があった後にそれがあろうと思うので、ちょっとお尋ねしたいのですが、先程、事務局の方からご説明がありました通り、あまりこういう大きな敷地面積と限定してしまうと、購入できる方、層が限られてしまうと、活気がなくなってしまうのではないかとご懸念、大変よく分かります。

ただですね、検討の項目に入ってきた最初の趣旨としては、この1区画の面積という風になっているのを、事業者側が何かこう取り違えて、1区画だけこういう風になっていけば良いのだろう、他の区画はそうではなくても良いのではないかとご懸念に読み込まれてしまうからか、区画の面積として正しく理解してもらうように書いた方が良いのではないかとご懸念だということなのですが、

ですから、そこは進めていっても良いのではないかなとも思いますし、それから、一旦その取り下げるとご懸念ということはいかがなでしょうか。

この2,000㎡以上となっているものとか、500㎡以上となっているものをさらに小さい面積でも購入可能とするように、そういう方向性も検討していく方向なのか、その辺り良く分からなかったのでご懸念なのですが、いかがでしょうか。

【事務局B】（●●●●●●●●）

【G委員】（●●●●●●●●）がおっしゃられたように、そもそもこちらの改正を図ろうとしていた部分は、例えば1ヘクタールを超える開発を行う時に、1区画だけを2,000㎡としてというところで、この規定ができた当時は、おそらく全区画2,000㎡の大きな区画にしてもらいたいという意味合いでのものだったのが、時代の流れとともに、例えば、一低層（第一種低層住居専用地域）で、1ヘクタールの開発を例にしますと、最低1区画だけ2,000㎡にして、あとは最低敷地面積の1,000㎡を18区画設けるとご懸念なことで、ちょっと趣旨と違っているなというところで改正を図ろうとした

というものは間違いございません。

今回取り下げにさせていただく判断に至りましたのも、【G委員】（●●●●●●●●）がおっしゃりましたように、最低敷地面積というものを、果たして本当に2,000㎡、それから（第一種住居地域では）500㎡にしてしまっても良いのかという判断のもとです。

適正な面積というのは、もう一度検討部会の方で、皆さんの中でどういったものが逆に今の時代に合っているのかということを経験させていただきたいということで、今回、パブリコメントに出す前に一度取り下げて、もう1回議論をお願いしたいということで取り下げさせていただいたものになります。

以上になります。

【会長】（●●●●●●●●）

よろしいでしょうか。大丈夫ですか。

→ 意見ない旨のリアクションあり。

【会長】（●●●●●●●●）

他によろしいでしょうか。

【H委員】（●●●●●●●●）

今の件なのですけれど、この2,000㎡、500㎡だという話は、【軽井沢町長】（●●●●●●●●）と【軽井沢町副町長】（●●●●●●●●）のときに、この案を持ってきたのですね。

この審議会に出された時、「あの地域が乱開発されているので、こういう形にしたい」と言っていたのですよ。乱開発されているということをおっしゃるなら、町は開発に対して最初のハンコを押さなければ良いのですよ。

だから、そこの上げ足を取られて、【軽井沢町長】（●●●●●●●●）と【軽井沢町副町長】（●●●●●●●●）は、「乱開発はありません。」と。

それなら、そういう規模拡大のものをやるわけにはいかないだろうということで、一度案を引っ込めて、そのあと、最低1区画は役所から飲んでくださいということで半年後に出された案件だったのです。

その後、行政とすれば全部にこういう枠をはめたいという形で現在来ているものですから、そういうことで不動産関係と行政と折り合いをつけたのが今日に至っています。

今になると、行政とすれば全部に当てはめたいという意向が働いてきていると思うのですが、それは時代の移り変わりはあると思うのですが、最初は乱開発と言って大声を出した【軽井沢町長】（●

●●●●●)と【軽井沢町副町長】(●●●●●●)の出過ぎた考え方だったのですかね。それで、今になればやはり色々枠を上げたいという時代になっているのでしょうかね。

ですから、1ヘクタールの開発であったら、ハンコを押さないから許可にならないから有り得ないでしょうということと言われたのが発端だったのです。

過ぎた話なのですけどね。それと、もうその他に入っていますか。

【会長】(●●●●●●●●●●)

まだ、要綱改正検討のところですよ。

【H委員】(●●●●●●●●●●)から以前のお話とかもありましたので、それらを踏まえて協議し、継続してくということになりますよね。

【事務局A】(●●●●●●●●)

会長がおっしゃる通り、或いは皆様の中でも、やはりこの区画全て当てはめるのが良いのか、逆に考えると、この区画を当てはめることによって、どんどん高級化になっていって良いのか、世の中の物価が引き上がっていってしまうという懸念、住んでいる人が段々住みづらくなってしまう、それはどうなのかというのがあります。で、もう一度これについては、本当にどういった形が良いのか、そういった形でもう一度議論しようという形で、今回、事務局提案として、パブリックコメント、次のステップに進まず、もう一度議論しようという形でさせていただきました。

以上でございます。

【会長】(●●●●●●●●●●)

よろしいでしょうか。

→ 意見ない旨のリアクションあり。

【会長】(●●●●●●●●●●)

他によろしいでしょうか。

【I委員】(●●●●●●●●●●)

確認なのですけども、部会では上の4項目、判断が割れたということなのですけども、確認なのですが、優先順位として、部会の中でも一番下のもの、大規模開発に関わる感じものを先に議題として取り組んでいくのか、上の4つとは同格で取り組んでいく予定があるのかという優先順位の確認ですけども、そこを伺いたいと思います。

【事務局B】(●●●●●●●●●●)

こちら4点と大規模開発行為等における各区画の最低敷地面積

は並列で考えさせていただきたいと思っております。

ですので、次の部会の時には、先の4点の部分を事務局で改めた考え方と、最低敷地面積につきましても検討して改めた考え方を部会の方に示させていただいて、その上で皆さんのご意見をいただきたいと思いますと考えております。

【会長】（●●●●●●●●●●）

他にご意見とかございますか。

【J委員】（●●●●●●●●●●）

浄化槽の件なのですけれども、自分のところの浄化槽が綺麗に保たれているかどうかというのは、年に3回でしたっけ、検査がありますよね、それでされているところもありますけれども、それをされてないところもだいぶ見受けられますよね。

そういうところに対して、長野県はどうなのか知りませんが、浄化槽をバキュームで吸い取ってということをやっている地域もあるはずなのですが、軽井沢ではそういう考えはないのですか。

【事務局A】（●●●●●●●●●●）

合併浄化槽につきましては、年3回の定期点検と、あと年1回の法定検査というのが義務付けになっていまして、清掃についても年1回という形になっています。

ただ、この法定検査につきましては、まず、軽井沢の合併処理浄化槽の数というのが、昔からの積み上げで、実際には廃止しているのに廃止していないとか、そういったものもありまして、今、担当課の方で数については精査しています。

昔の数字でいくと、確かに検査率が低いのですが、そういったものも、多分、検査率自体も見直しますし、実際法定検査をやっていない方には、勸奨のハガキ、これは県浄化槽協会と町と連名で出しているのですけれども、「浄化槽の点検をやってください」とか、広報などのお知らせをして、浄化槽の適正使用という形で、今後も引き続き適正に法定検査を受け、清掃をしっかりやってもらう。これについては担当課でしっかりと周知活動をやっていく形になります。

【会長】（●●●●●●●●●●）

よろしいですか。あと何かありますか。

この要綱の改正検討部会の件は、かなり色々ご意見もあって大事なところなのですが、原則審議ですので、また次回の時に色々ご意見をいただければと思います。

本件は報告事項ということですので、表決は取らないで、次の議

題（４）に行きたいと思います。

（４） その他

【会長】（●●●●●●●●●●）

それでは、議題（４）になりますが、その他で事務局から何かございますか。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

事務局から２点お願いします。

まず１点目ですが、損害賠償事件の判決確定についてご報告させていただきます。

既に、議会での報告や報道等がされておりますのでご存じかと思いますが、【●●●●●●●●●●●●●●●●】（相手方）が「軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手續等に関する条例」に基づく事前協議が未完了で、正当な理由なく勧告に応じなかったことから土地利用行為者の公表を行ったところ、その公表により損害を被ったとして損害賠償請求が令和３年に提起され、その判決が確定となりましたので報告させていただきます。

この裁判は、自然保護審議会とも密接な関係がございまして、手續等に関する条例におきまして、「公表に当たっては自然保護審議会の意見を聴かなければならない」と規定されており、公表を行った令和２年当時、自然保護審議会に諮らせていただいた経緯がございまして。

その後、期限までに手續きが整わなかったため町は公表を行いました。相手方は、「協議書提出の手續きを踏んでいたが、内容の不備を理由に認められなかった」として、1,100万円の支払いを求めて提訴していたものでございます。

判決では、勧告に応じない正当な理由の有無が焦点となり、公表に至るまでの町の行政指導が合理性に乏しく、公表は「法令の定める要件を欠く」として町の過失が認定され、慰謝料及び弁護士費用として110万円の支払いが命じられました。

一方で、相手方が求めていた損害の有無や逸失利益の請求は、棄却されました。

町としましては、町の対応の一部に非があったと判断されたことを真摯に受け止めるとともに、その他の相手方の請求は棄却され、町側の主張が全面的に認められたことから、控訴を断念せざるを得ないと判断し、相手方からも期限までに控訴がありませんでしたので、判決が確定いたしました。

以上、1点目の事務局からの報告となります。

続きまして2点目となりますが、自然保護対策要綱の啓発動画と概要版冊子についてご報告させていただきます。

参考資料4-①と、本日、配布いたしましたカラー刷りの冊子資料をご覧ください。

既にご覧いただいた方もいらっしゃると思いますが、自然保護対策要綱の順守率向上のための一環としまして、3次元グラフィックスを活用した動画と自然保護対策要綱の概要版冊子を制作しました。

従来の自然保護対策要綱の説明用冊子は、記述が膨大で一般の方にはわかりづらいという課題があり、これから町で別荘の建築を検討している方にも分かりやすくするため、「自然保護対策要綱」の建築規制に関する主な内容について解説する動画を制作し、町ホームページで公開いたしました。

7分程の内容となっておりますので、皆様にも御覧いただければと思います。

→ 《啓発動画 投影》

周知につきましては、環境課窓口におきまして動画のホームページに誘導する二次元コードを掲示し相談に来られた方へ案内することはもちろんのこと、SNS、広報かるいざわ、別荘所有者向けの広報誌「軽井沢緑のおたより」の掲載等により、町内の不動産関係者だけでなく、町外、県外への不動産関係者・建築士会等へも広くPRし、自然保護対策要綱の順守を徹底するよう努めてまいります。

以上、事務局からの報告とさせていただきます。

【会長】（●●●●●●●●●●）

只今、事務局より説明のありました内容について、何か質問・ご意見等はございますか。

【H委員】（●●●●●●●●●●）

区域施策編を策定する事項について、私は賛成しかねたのですが、国有林と、森林面積があるのですが、今、現状、国有林はシカによる荒廃が進んでおります。

経営する方が高齢化してほとんど手が入られていない。それで、この温暖化の「将来計算してやります。」という部分は、もう先細りになっております。

ですから、その机上の空論みたいなものに私は賛成ができなかった。現実を見て正しいのか、そういうことです。

【会長】（●●●●●●●●●●）

議題（１）についてのご意見ですね。事務局からいかがですか。

【事務局A】（●●●●●●●●）

【H委員】（●●●●●●●●●●）からのご意見につきましては、ご意見として承りますし、シカの被害につきましては、当方も把握しておりまして、令和7年度につきましては、10数年前に1回、シカの生息状況調査をやっているのですけれども、もう一度、来年、生息状況調査を見つつ、あと、効率的に捕獲できる場所を選定いたしまして、できればハンターによる一斉の駆除も考えているのですけれども、中々そういう場所が見つかるかどうかもありますけれども、猟友会、或いは町の方も有害鳥獣対策員がいますので、そういった形での駆除につきましては更に力を入れた形で今後とも取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

【会長】（●●●●●●●●●●）

よろしいでしょうか。

→ 意見ない旨のリアクションあり。

他にご意見とかございますか。

→ 一同、意見ない旨のリアクションあり。

【会長】（●●●●●●●●●●）

以上で議事の議事は終了しましたので、進行を事務局にお返ししたいと思います。

5. 閉 会

【事務局A】（●●●●●●●●）

会長、議事進行ありがとうございました。

委員の皆様も、長時間にわたり慎重審議、大変ありがとうございました。

いただきましたご意見は、今後のものに生かしながら、修正すべき、今後継続協議となります自然保護対策要綱の部分につきましては、事務局内でも議論いたしまして、また委員の皆様にお示しをしたいと思います。

それでは長時間にわたりまして慎重審議をいただきありがとうございました。

以上をもちまして、軽井沢町自然保護審議会を終了いたします。

本日は、皆様、大変ありがとうございました。

以上。